



埼玉県報

第 2 2 4 4 号
平成22年12月10日
金 曜 日

目 次

訓令

- [埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示\(農業支援課\)](#)
- [県道根岸本町線の供用の開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立3病院の灯油の共同購入に係る一般競争入札の公示\(経営管理課\)](#)
- [県立3病院の灯油の共同購入に係る落札者の公示\(経営管理課\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務委託に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん\(人工軽量骨材化\)収集運搬業務委託に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [平成二十二年十二月二日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等\(選挙管理委員会\)](#)

訓令

埼玉県訓令第十八号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令

埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「常用漢字表（昭和五十六年内閣告示第一号）」を「常用漢字表（平成二十二年内閣告示第二号）」に改め、同条第二項第四号中「あいまいな」「曖昧な」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人西人間あんしん市民後見人の会

三 代表者の氏名

上村 靖夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市富士見四丁目十番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、判断能力の不十分な認知症、知的・精神障害者等及び支援を求め
る人に対して契約の締結等の法律上の行為、権利行使や福祉的な身上保護を基に、
本人が損害を受けないようにし、状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい成
年後見制度を身近なものとして活用できるように支援サービスを提供することを
目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十一月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ジブチ友好協会
- 三 代表者の氏名
佐々木 敏行
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県飯能市久須美百七十五ー二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ジブチ共和国国民に対し、国際文化交流及び国際交流を行い、福祉、教育、医療、文化、経済、スポーツ、環境整備、人道支援に関する事業を行い、両国の友好親善に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人熟年ばんざい所沢NPOセンター
（変更後）特定非営利活動法人熟年ばんざい

三 代表者の氏名

藤井 栄一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市美原町二丁目二千九百三十一 六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対し、健康・安全・楽しみ・住まいを基本に「生活全般に関する情報」を提供し、「協働の街づくり」「まちづくり」「人づくり」の理念のもとに、高齢者が豊かに暮らせる、まちづくり活動を支援・推進し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人雨読晴耕村舎
- 三 代表者の氏名
後藤 雅浩
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県羽生市大字藤井下組六六六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、未来の地球環境に危機感を持った者が一体となって、都市近郊における「農ある暮らし」を提唱し、四季を感じながら自然と共生することの大切さを伝えることで、地球温暖化防止のための低炭素社会や持続可能な循環型社会の実現、そして地域の活性化、食糧自給率の向上に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊谷平松ビル

熊谷市大字代字天神千六十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社平松 代表取締役 日向庸一

（変更後）株式会社平松 代表取締役 日向研一朗

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレジェツスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 外 計四社

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計三社

ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

ニ 届出年月日

平成二十二年十一月十一日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ蒲生店

越谷市蒲生旭町二千二百五十外

ロ 変更の概要

駐車場及び駐輪場の位置

（変更前） 図面省略

（変更後） 図面省略

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 図面省略 出入口の数 二箇所

（変更後） 図面省略 出入口の数 三箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年十二月三日

ニ 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロジコム宮寺複合店舗

入間市宮寺三千百八十六 二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

（変更前）千百十五平方メートル

（変更後）二千三百五平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三五平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四七・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二四立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三〇立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時三十分から午後八時まで

（変更後）午前七時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前十時から午後八時三十分まで

（変更後）午前六時三十分から午後十一時三十分まで

ハ 変更年月日

平成二十三年八月一日

二 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千五百四十五号

平成二十二年産大豆の干ばつによる災害を平成二十二年十二月十日、埼玉県農業
災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災
害として指定した。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 倉 一 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 根岸本町線
- 三 道路の区域

<p>路線名</p>	<p>根岸本町線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市本町三丁目八二番一地先から同市本町三丁目六三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十二年十二月十日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年十二月三日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長三百・五〇メートル</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年十二月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊 一 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 十 月 五 日	指 定 の 年 月 日
本 庄 市 小 島 三 千 七 百 八 十 一 、 十 六 、 十 五 、 十 六 、 十 七 、 十 八	指 定 道 路 の 位 置
三 十 五 ・ 六 五 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
十 一 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年十二月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 七 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 十 月 二 十 五 日	指 定 の 年 月 日
児 玉 郡 上 里 町 大 字 神 保 原 町 字 中 浦 七 百 八 十 八 番 十 一 七 百 八 十 八 番 十 三、 七 百 八 十 八 番 十 四	指 定 道 路 の 位 置
四 十 七 ・ 五 二 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長

橘

裕

子

一 許可番号

平成二十二年七月二十三日

指令越建セ第二二〇〇二三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月三日

越建セ第三〇八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四九七―四、四九八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字杉戸五二〇番地一 シャトーグラーヌ壱番館一〇二

成島 宏

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年十一月二十五日

指令越建セ第二二〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月三日

越建セ第三一〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字鷺田二五〇三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市青葉二一九一九、五〇四

関根 一未

告 示

埼玉県病院事業告示第二十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 535,200リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年2月1日から平成23年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 敷藤・原田

電話048-822-1748（直通） ファクシミリ048-822-1754

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (3) 入札説明会

なし。

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年1月24日(月)午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年1月21日(金)午後5時まで

(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成23年1月24日(月)午後2時15分

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成23年1月11日（火）午後5時までに次のいずれかの方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年12月20日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosine JIS(No.1) 535,200ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., January 24, 2011 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., January 21, 2011)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

告 示

埼玉県病院事業告示第三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 569,900リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696
 - (2)埼玉県立がんセンター 事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818
 - (3)埼玉県立精神医療センター 事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818-2
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 11 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 山菱オイル 埼玉県深谷市東方町 1 丁目 19 番 13 号
- 5 落札金額
35,694,261 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 10 月 12 日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年2月1日（火）から平成24年1月31日（火）まで。ただし、平成23年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

荒川水循環センターからばいじんの中間処分業の許可（※）を受けている者が事業の用に供する処理施設までの間

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可をいう。

(5) 入札方法

入札金額については、業務委託の対象となる廃棄物1トン当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 廃棄物処理法第14条第1項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範

団として、埼玉県からばいじんの産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているものであること。

(7) 廃棄物処理法第14条第1項の許可に係る運搬車両として、乾燥ばいじん運搬用の最大積載量10トンの粉粒体運搬車を2台以上運行の用に供している者であること。

(8) 平成22年12月1日前5年間に、下水処理場から発生する乾燥ばいじんの収集運搬業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 白木 電話048-861-2051

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から平成22年12月20日（月）まで、上諭)の交付場所において交付する。（土日を除く。事前に電話により連絡すること。）

(3) 現場説明会

開催しない。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 日時

平成23年1月19日（水）午後2時55分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、提出期限及び提出方法

ア あて先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成23年1月17日（月）午後3時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規

程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年12月21日(火)から平成23年1月4日(火)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条の規定又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(3)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年12月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

Collection and transportation of dried soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, January 17, 2011

In person: 2:55 pm, January 19, 2011

(3) Contact Point for More Information

Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage Management
Office

Bureau of Public Sewerageworks, Saitama Prefectural Government

Tuji 8-27-20, Minami-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-0026

Tel. 048-861-2051

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん（人工軽量骨材化）収集運搬業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年2月1日（火）から平成24年1月31日（火）まで。ただし、平成23年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

荒川水循環センターからばいじんの中間処分業の許可（※）を受けている者が事業の用に供する処理施設までの間

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可をいう。

(5) 入札方法

入札金額については、業務委託の対象となる廃棄物1トン当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額（単価）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定に該当しない者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「建築物の管理に関する業務」で、「廃棄物処理業務」を行う者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。

- (6) 廃棄物処理法第14条第1項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、埼玉県及び船橋市からばいじんの産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているものであること。
- (7) 廃棄物処理法第14条第1項の許可に係る運搬車両として、乾燥ばいじん運搬用の最大積載量10トンの粉粒体運搬車を2台以上運行の用に供している者であること。
- (8) 平成22年12月1日前5年間に、下水処理場から発生する乾燥ばいじんの収集運搬業務を、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 白木 電話048-861-2051
- (2) 入札説明書等の交付方法
この公告の日から平成22年12月20日（月）まで、上記の交付場所において交付する。（土日を除く。事前に電話により連絡すること。）
- (3) 現場説明会
開催しない。
- (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所
イ 日時
平成23年1月19日（水）午後3時20分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、提出期限及び提出方法
ア あて先
〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
イ 提出期限
平成23年1月17日（月）午後3時（必着）
ウ 提出方法
書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額（単価）に予定数量を乗じた金額に契約保証金

の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年12月21日（火）から平成23年1月4日（火）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条の規定又は埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(3)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年12月20日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

Collection and transportation of dried soot and dust (artificial lightweight aggregate) emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, January 17, 2011

In person: 3:20 pm, January 19, 2011

(3) Contact Point for More Information

Arakawa Left Bank Southern District Regional Sewage Management
Office

Bureau of Public Sewerageworks, Saitama Prefectural Government

Tuji 8-27-20, Minami-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-0026

Tel. 048-861-2051

告示

埼玉県選管告示第百八十六号

平成二十二年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年十二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、八五九人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四〇、四九二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六四、七一九人
南第二区	一三四、四〇一人
南第三区	二二、八四一人
南第四区	三七、三七七人
南第五区	二九、八一九人
南第六区	四二、〇〇六人
南第七区	二五、七〇一人
南第八区	二五、二五四人
南第九区	三九、二五三人
南第十区	四六、四八四人

南第十一区
南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
南第二十三区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区

二九、三三〇人
三〇、五八五人
六一、〇六〇人
三一、七〇二人
一九、一九〇人
三〇、四一四人
一九、二〇四人
四二、八六五人
一九、三六一人
三一、七四三人
一六、六六一人
三四、三三〇人
二〇、七七四人
九三、一五九人
四〇、五六三人
二二、六八七人
四三、二〇〇人
一五、五九〇人
二八、七九六人
二三、三〇二人
九二、二一五人
一五、六八五人
一三、六六七人
二七、二七八人
一八、七九〇人
一二、〇五一人
二四、一六二人
二七、二七五人
一八、七〇一人
一二、五七八人
一五、二六五人
二一、五七一人
四九、三一九人
五五、四三〇人

東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

二三、七〇六人
一五、三一八人
一八、六四四人
一五、三四〇人
一九、四五五人
一七、六一七人
二八、七六二人
五五、二二二人
八七、四八四人
二一、六六一人
三五、六六〇人
一七、四二七人
一五、〇九七人
三一、六一三人
一七、二四〇人

